

経済・府政記者クラブ同時資料配付

京都労働局発表
令和3年6月25日

担 当	労働基準部 監督課
	課 長 藤代 岳志
	地方主任監察監督官 向山 喜之
	電話 075-241-3214(ダイヤル)

ベトナム語による外国人労働者相談コーナーを開設しました

～毎週水曜日 午前9時から午後4時30分～

京都労働局（局長 金刺義行）では、京都府内においてベトナム国籍の外国人労働者が増加していることを踏まえて、このたび労働基準部監督課内にベトナム語を話せる相談員を配置し、「外国人労働者相談コーナー（ベトナム語）」を開設しました。

■京都労働局 外国人労働者労働相談コーナーの概要

1 開設場所

京都市中京区両替町通御池上ル金吹町 451 番地

京都労働局 2階 監督課（地下鉄烏丸御池駅 2番出口から2分）

電話 075-241-3214

2 開設日時

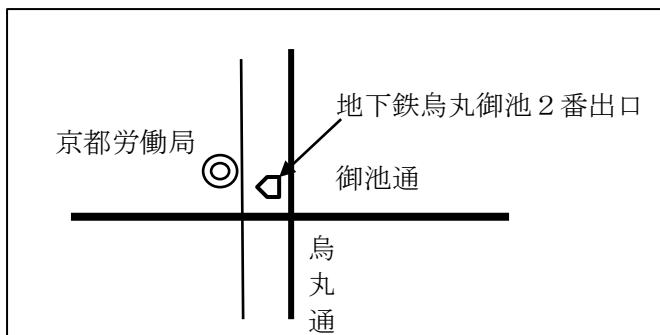
ベトナム語 毎週 水曜日 9:00～16:30

3 相談内容

長時間労働や賃金不払、労働災害などの労働条件に関する相談に応じます。

4 その他

厚生労働省では、外国人労働者相談コーナーを全国の労働局等に設置し、各種言語による労働相談を受け付けていますので、開設日・対象言語等詳細については厚生労働省のHPでご確認ください。



外国人労働者相談
コーナーのご案内 →



Tư vấn Tiếng Việt Phòng giám sát Cục lao động Kyoto (Tiền lương; điều kiện lao động; tai nạn v.v.)

京都労働局監督課ベトナム語による
相談(賃金・労働条件・労災など)

451 Kinbukicho, Ryogaecho-dori Oike-agaru, Nakagyo-ku, Kyoto



Tel : 075-241-3214 (Thứ 4 9 : 30 ~16:00 Trừ 12h~13h)



Bạn không 1 mình,
hãy nói cho chúng
tôi!

一人ではない、
聞かせてくださいね。

Ví dụ 1: Tôi đi làm ngày nghỉ và tăng ca nhưng không được tính mức tăng ca, vậy có đúng không?

Ví dụ 2: Tôi đang làm việc tại công ty ở Kyoto, và lương 890 yên 1 giờ. Tôi thấy thấp hơn mức cơ bản, nên làm thế nào?

例1 : 残業や休日に仕事をして時間給の割増がありませんが、いいのですか？

例2 : 京都のある会社で働いていますが、時給が890円です。最低賃金より少ないと思いますが、どうすればいいですか？

Điện thoại tư vấn toàn quốc Tiếng Việt (外国人労働者相談ダイヤル)

Tel : 0570-001706 (Thứ 2 ~ thứ 6 10 : 00 ~15:00 Trừ 12h~13h)